

令和元年(2019年)5月23日

受動喫煙防止の取り組みについて

改正健康増進法及び市長マニフェストの趣旨を踏まえ、令和元年(2019 年)7月1日から市施設における受動喫煙防止対策を強化します。

1 基本方針

- ① 市の施設については、原則敷地内禁煙とする。
- ② 市職員の勤務時間内禁煙の導入及び職員の禁煙支援を強化する。
- 2 国の制度改正と本市施設における受動喫煙防止対策の経緯
 - ・本市では、これまで健康増進法の施行・改正等に合わせ、受動喫煙防止対策を進めてきた。

健康増進法改正等及び本市の受動喫煙防止対策

	法改正及び受動喫煙対策等	公布日等	H14~20	H21~25	H26~30	H31~
国	健康増進法 (公布)	H14.8.2	<u>*</u>			
	受動喫煙防止対策について(厚生労働省通知発出)	H22.2.25		*		
	健康増進法改正 (公布)	H30.7.25			*	
市	施設内の空間分煙化(指針策定)	H15.12.4	*			
	原則施設内禁煙化 (H24.4.1~)(指針改正)	H23.4.15		*		
	原則敷地内禁煙化(指針改正)(予定)	H31.7.1				*

- 3 市施設における受動喫煙防止対策の基本的な考え方
 - ・ 法の趣旨を踏まえ、市民(職員を含む。)の受動喫煙による健康被害を防ぐため、 第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設においては、原則、敷地内禁煙とする。

各施設における受動喫煙防止対策

施	設		区	分	健	康	増え	進 污	失の	対	応		₩	市	の	対	応	方	針
第	_	種	施	設	原	則	敷	地	内	禁	煙	<	敷	封	t	内	李	촍	煙
第	=	種	施	設	原	則	施	設	内	禁	煙	\	原	則	敷	地	内	禁	煙
屋				外	望を	ま防	なし 止	ハラ	き動 る) 喫 措	煙置					ハラ			
適	用	l	除	外	喫			煙			可	=	喫			煙			可

【お問い合わせ先】

- ◇市の施設の原則敷地内禁煙化については 健康づくり推進課 担当:田中課長、田中主幹 電話:096-361-2145
- ◇市職員の勤務時間内禁煙の導入については 人事課 担当:小島課長、青山副課長 電話:096-328-2149
- ◇市職員の禁煙支援の強化については労務厚生課 担当:金光課長、吉岡副課長

電話:096-328-2960